

議事日程第 2 号

平成30年(2018年)招集大阪狭山市議会定例会3月定例会議会議事日程
平成31年(2019年)2月22日午前9時30分開議
議会期間(平成31年2月22日から3月20日まで27日間)

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | 発議第 3 号 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 議案第 3 号 | 茱萸木財産区管理会の財産区管理委員の選任について |
| 日程第 3 | 議案第 4 号 | 茱萸木財産区管理会の財産区管理委員の選任について |
| 日程第 4 | 議案第 5 号 | 茱萸木財産区管理会の財産区管理委員の選任について |
| 日程第 5 | 議案第 6 号 | 茱萸木財産区管理会の財産区管理委員の選任について |
| 日程第 6 | 議案第 7 号 | 茱萸木財産区管理会の財産区管理委員の選任について |
| 日程第 7 | 議案第 8 号 | 茱萸木財産区管理会の財産区管理委員の選任について |
| 日程第 8 | 議案第 9 号 | 茱萸木財産区管理会の財産区管理委員の選任について |
| 日程第 9 | 議案第 10号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する 条例について |
| 日程第 10 | 議案第 11号 | 大阪狭山市事務分掌条例の一部を改正する条例につ いて |
| 日程第 11 | 議案第 12号 | 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 13号 | 大阪狭山市立老人福祉センターの設置及び管理に関 する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 14号 | 大阪狭山市国民健康保険事業財政調整基金条例の一 |

| | | |
|-------|--------|---|
| | | 部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第15号 | 大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第16号 | 大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第17号 | 大阪狭山市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例及び大阪狭山市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例について |
| 日程第17 | 議案第18号 | 大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第19号 | 大阪狭山市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第20号 | 市道路線の認定及び廃止について |
| 日程第20 | 議案第21号 | 平成30年度(2018年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第10号)について |
| 日程第21 | 議案第22号 | 平成30年度(2018年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第11号)について |
| 日程第22 | 議案第23号 | 平成30年度(2018年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)について |
| 日程第23 | 議案第24号 | 平成30年度(2018年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第4号)について |
| 日程第24 | 議案第25号 | 平成30年度(2018年度)大阪狭山市下水道事業会計補正予算(第1号)について |
| 日程第25 | 議案第26号 | 平成31年度(2019年度)大阪狭山市一般会計予算について |
| 日程第26 | 議案第27号 | 平成31年度(2019年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算について |
| 日程第27 | 議案第28号 | 平成31年度(2019年度)大阪狭山市介護保険特別会計 |

(事業勘定) 予算について

| | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 2 8 | 議案第 2 9 号 | 平成 3 1 年度 (2019 年度) 大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第 2 9 | 議案第 3 0 号 | 平成 3 1 年度 (2019 年度) 大阪狭山市池尻財産区特別会計予算について |
| 日程第 3 0 | 議案第 3 1 号 | 平成 3 1 年度 (2019 年度) 大阪狭山市半田財産区特別会計予算について |
| 日程第 3 1 | 議案第 3 2 号 | 平成 3 1 年度 (2019 年度) 大阪狭山市東野財産区特別会計予算について |
| 日程第 3 2 | 議案第 3 3 号 | 平成 3 1 年度 (2019 年度) 大阪狭山市今熊財産区特別会計予算について |
| 日程第 3 3 | 議案第 3 4 号 | 平成 3 1 年度 (2019 年度) 大阪狭山市茱萸木財産区特別会計予算について |
| 日程第 3 4 | 議案第 3 5 号 | 平成 3 1 年度 (2019 年度) 大阪狭山市水道事業会計予算について |
| 日程第 3 5 | 議案第 3 6 号 | 平成 3 1 年度 (2019 年度) 大阪狭山市下水道事業会計予算について |
| 日程第 3 6 | 報告第 1 号 | 第 3 期メルシー f o r S A Y A M A 株式会社の事業及び決算の報告について |

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり署名議員を指名する。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市議会議長 山 本 尚 生

記

6 番 松 井 康 祐

7 番 薦 田 育 子

議案第 3 号

茱萸木財産区管理会の財産区管理委員の選任に
ついて

下記の者を茱萸木財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

記

住 所 大阪府大阪狭山市茱萸木三丁目171番地の1
氏 名 中 井 勝 幸
昭和24年8月21日生

議案第 4 号

茱萸木財産区管理会の財産区管理委員の選任に
ついて

下記の者を茱萸木財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

記

住 所 大阪府大阪狭山市茱萸木六丁目878番地
氏 名 酢 谷 貢
昭和25年10月1日生

議案第 5 号

茱萸木財産区管理会の財産区管理委員の選任に
ついて

下記の者を茱萸木財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市茱萸木一丁目40番地の1
氏 名 奥平 義 男
昭和26年12月7日生

議案第 6 号

茱萸木財産区管理会の財産区管理委員の選任に
ついて

下記の者を茱萸木財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市茱萸木七丁目1190番地
氏 名 萩野 千鶴男
昭和27年4月17日生

議案第 7 号

茱萸木財産区管理会の財産区管理委員の選任に
ついて

下記の者を茱萸木財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市茱萸木七丁目1973番地
氏 名 宮 崎 昇
昭和27年4月21日生

議案第 8 号

茱萸木財産区管理会の財産区管理委員の選任に
ついて

下記の者を茱萸木財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

記

住 所 大阪府大阪狭山市茱萸木六丁目928番地
氏 名 西 浦 昌 寛
昭和31年7月9日生

議案第 9 号

茱萸木財産区管理会の財産区管理委員の選任に
ついて

下記の者を茱萸木財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

記

住 所 大阪府大阪狭山市茱萸木六丁目830番地の1
氏 名 小 谷 伸 夫
昭和31年11月10日生

議案第10号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正
する条例について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和58年大阪狭山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の2項を加える。

- 3 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。
- 4 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条第3項及び第4項並びに第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第11号

大阪狭山市事務分掌条例の一部を改正する条例
について

大阪狭山市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市事務分掌条例の一部を改正する条例

大阪狭山市事務分掌条例（昭和53年大阪狭山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「グリーン水素シティ事業対策室
防災・防犯推進室」を「防災・防犯推進室」に改める。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条総務部の項に次の1号を加える。

(10) メルシー for SAYAMA株式会社に関すること。

第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(大阪狭山市議会委員会条例の一部改正)

2 大阪狭山市議会委員会条例（昭和29年大阪狭山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「グリーン水素シティ事業対策室、防災・防犯推進室」を「防災・防犯推進室」に改める。

議案第12号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例について

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年大阪狭山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第13号

大阪狭山市立老人福祉センターの設置及び管理
に関する条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

大阪狭山市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和49年大阪狭山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「、第4日曜日及び第5日曜日」を削り、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第14号

大阪狭山市国民健康保険事業財政調整基金条例
の一部を改正する条例について

大阪狭山市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

大阪狭山市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例

大阪狭山市国民健康保険事業財政調整基金条例（昭和59年大阪狭山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「大阪狭山市国民健康保険事業における療養給付費の増加その他緊急やむを得ない財政需要に充てる」を「本市の国民健康保険事業の安定した財政運営に資する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号

大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する
条例等の一部を改正する条例について

大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年大阪狭山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項第1号中「6月」を「9月」に改める。

(大阪狭山市重度障害者の医療費の助成に関する条例及び大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大阪狭山市重度障害者の医療費の助成に関する条例及び大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成30年大阪狭山市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成31年6月30日」を「平成31年9月30日」に改める。

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

議案第16号

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する
条例について

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大阪狭山市国民健康保険条例（昭和36年大阪狭山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項第2号及び附則第5項中「の属する年度末」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第17号

大阪狭山市国民健康保険高額療養費資金貸付基金
金条例及び大阪狭山市国民健康保険出産費資金
貸付基金条例を廃止する条例について

大阪狭山市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例及び大阪狭山市国民健康保
険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例を次のとおり提出する。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

大阪狭山市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例及び大阪狭山市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 大阪狭山市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例（昭和54年大阪狭山市条例第7号）
- (2) 大阪狭山市国民健康保険出産費資金貸付基金条例（平成13年大阪狭山市条例第2号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（大阪狭山市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例の廃止に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の大阪狭山市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例の規定に基づきなされた高額療養費資金の貸付けの申込み及びこれに伴う手続は、なお従前の例による。
（大阪狭山市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の廃止に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の大阪狭山市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の規定に基づきなされた出産費資金の貸付けの申込み及びこれに伴う手続は、なお従前の例による。

議案第18号

大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例について

大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪狭山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第5号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第19号

大阪狭山市水道法に基づく技術上の監督業務を
行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の
一部を改正する条例について

大阪狭山市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定
める条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

大阪狭山市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例（平成24年大阪狭山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第2号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同条第4号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「同条第3号に規定する学校の卒業者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同条第5号中「卒業者」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の大阪狭山市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例第3条第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

議案第20号

市道路線の認定及び廃止について

下記のとおり、市道路線を認定し、及び廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

認定する路線

| 路線名 | 起 点 | 終 点 |
|----------|------------------|------------------|
| 東池尻47号線 | 東池尻二丁目1103番2地先から | 東池尻二丁目1113番1地先まで |
| 東池尻48号線 | 東池尻五丁目1292番1地先から | 東池尻五丁目1293番9地先まで |
| 西池尻84号線 | 池尻中三丁目647番1地先から | 池尻中三丁目644番1地先まで |
| 西池尻101号線 | 池尻中二丁目902番8地先から | 池尻中二丁目896番1地先まで |
| 西池尻102号線 | 池尻中二丁目896番8地先から | 池尻中二丁目896番5地先まで |

| | | |
|-------------|---------------------------|---------------------------|
| 狭山 3 0 号線 | 狭山二丁目 9 6 3 番 6 地先から | 狭山二丁目 9 6 4 番 1 地先まで |
| 茱萸木 7 4 号線 | 茱萸木三丁目 2 2 7 番 1 1 地先から | 茱萸木三丁目 2 1 8 番 5 0 地先まで |
| 茱萸木 7 6 号線 | 茱萸木六丁目 1 0 3 4 番 3 6 地先から | 茱萸木七丁目 1 9 5 5 番 1 地先まで |
| 茱萸木 7 9 号線 | 茱萸木七丁目 1 9 6 4 番 7 地先から | 茱萸木七丁目 1 1 0 6 番 2 4 地先まで |
| 茱萸木 8 0 号線 | 茱萸木三丁目 2 0 3 番 5 地先から | 茱萸木三丁目 1 8 5 番 3 地先まで |
| 茱萸木 8 1 号線 | 茱萸木三丁目 2 0 2 番 1 地先から | 茱萸木三丁目 2 0 2 番 5 地先まで |
| 茱萸木 8 2 号線 | 茱萸木三丁目 1 8 5 番 4 地先から | 茱萸木三丁目 1 9 1 番 1 4 地先まで |
| 茱萸木 8 3 号線 | 茱萸木六丁目 1 0 2 0 番 6 1 地先から | 茱萸木六丁目 9 8 9 番 3 地先まで |
| 半田 3 1 号線 | 金剛一丁目 3 8 6 番 1 地先から | 金剛一丁目 3 8 6 番 1 地先まで |
| 南海金剛 1 7 号線 | 東茱萸木一丁目 7 7 0 番 1 地先から | 東茱萸木一丁目 7 5 3 番 8 地先まで |
| 大野中脇線 | 大野台四丁目 4 0 1 番 2 0 8 地先から | 大野中 1 9 6 番 7 地先まで |

廃止する路線

| 路線名 | 起 点 | 終 点 |
|--------------|---------------------------|---------------------------|
| 西池尻 8 4 号線 | 池尻中三丁目 6 4 7 番 1 地先から | 池尻中三丁目 6 4 8 番 1 地先まで |
| 西池尻 1 0 1 号線 | 池尻中二丁目 9 0 2 番 8 地先から | 池尻中二丁目 9 0 6 番 1 0 地先まで |
| 狭山 3 0 号線 | 狭山二丁目 9 6 3 番 6 地先から | 狭山二丁目 9 6 3 番 9 地先まで |
| 茱萸木 7 4 号線 | 茱萸木三丁目 2 2 7 番 1 1 地先から | 茱萸木三丁目 2 1 8 番 5 0 地先まで |
| 茱萸木 7 6 号線 | 茱萸木六丁目 1 0 3 4 番 3 6 地先から | 茱萸木六丁目 1 0 9 4 番 1 8 地先まで |
| 南海金剛 1 7 号線 | 東茱萸木一丁目 7 7 0 番 1 地先から | 東茱萸木一丁目 7 5 3 番 8 地先まで |
| 大野中脇線 | 大野台四丁目 4 0 1 番 2 0 8 地先から | 大野中 1 9 6 番 7 地先まで |

議案第21号

平成30年度(2018年度)大阪狭山市一般会計補正
予算(第10号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成30
年度(2018年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第10号)を別案のとおり提出する。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第22号

平成30年度(2018年度)大阪狭山市一般会計補正
予算(第11号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成30
年度(2018年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第11号)を別案のとおり提出する。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第23号

平成30年度(2018年度)大阪狭山市介護保険特別
会計(事業勘定)補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成30年度(2018年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)を別案のとおり提出する。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第24号

平成30年度(2018年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第4号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成30年度(2018年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第4号)を別案のとおり提出する。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第25号

平成30年度(2018年度)大阪狭山市下水道事業会
計補正予算(第1号)について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、平成30年度(2018年度)大阪狭山市下水道事業会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第26号

平成31年度(2019年度)大阪狭山市一般会計予算
について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、平成31年度(2019年度)大阪狭山市一般会計予算を別案のとおり提出する。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第27号

平成31年度(2019年度)大阪狭山市国民健康保険
特別会計(事業勘定)予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、平成31年度(2019年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算を別案のとおり提出する。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第28号

平成31年度(2019年度)大阪狭山市介護保険特別
会計(事業勘定)予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、平成31年度(2019年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)予算を別案のとおり提出する。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第29号

平成31年度(2019年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、平成31年度(2019年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

議案第30号

平成31年度(2019年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、平成31年度(2019年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第31号

平成31年度(2019年度)大阪狭山市半田財産区特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、平成31年度(2019年度)大阪狭山市半田財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第32号

平成31年度(2019年度)大阪狭山市東野財産区特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、平成31年度(2019年度)大阪狭山市東野財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第33号

平成31年度(2019年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、平成31年度(2019年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第34号

平成31年度(2019年度)大阪狭山市茱萸木財産区
特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、平成31年度(2019年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

議案第35号

平成31年度(2019年度)大阪狭山市水道事業会計
予算について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、平成31年度(2019年度)大阪狭山市水道事業会計予算を別案のとおり提出する。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第36号

平成31年度(2019年度)大阪狭山市下水道事業会
計予算について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、平成31年度(2019年度)大阪狭山市下水道事業会計予算を別案のとおり提出する。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

報告第 1 号

第3期メルシー f o r S A Y A M A株式会社
の事業及び決算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、第3期メルシー f o r S A Y A M A株式会社の事業及び決算について別紙のとおり報告する。

平成31年(2019年)2月22日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人